



交通安全情報No.45

自転車ルールブック

令和8年1月30日
北警察署
交通第一課

令和8年4月1日から自転車の一定の交通違反に青切符！

令和8年4月1日から自転車（16歳以上の運転者）の一定の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます

しかし、どんなことが交通違反になるのか分からない方が多いと思います！

そんなときには「**自転車ルールブック**」を確認しましょう！

自転車ルールブックでどんなことがわかる？

- ① 自転車の歩道通行について...「自転車ルールブック」6ページ
- ② 反則金の納付について...「自転車ルールブック」11ページ
- ③ 青切符導入前と導入後の手続きの違いについて...「自転車ルールブック」12ページ
- ④ 自転車が従うべき信号について...「自転車ルールブック」20ページ
- ⑤ ヘルメットの着用について...「自転車ルールブック」22ページ
- ⑥ 悪質・危険な違反について...「自転車ルールブック」27～29ページ
- ⑦ 青切符以外に受けることがある処分について...「自転車ルールブック」33、34ページ
- ⑧ 自転車の交通ルールについて...「自転車ルールブック」35～50ページ
- ⑨ 反則金の対象となる違反について...「自転車ルールブック」51、52ページ

自転車ルールブックを見ればなんでもわかる！！

自転車ルールブックは、絵で自転車のルールを解説してくれるからわかりやすい！

ア 信号に関するルール

- 自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」*、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います（法第7条）。また、「車両用信号」が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

* ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。



車両用信号

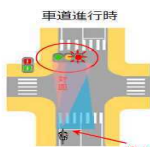


歩行者用信号



「歩行者・自転車専用」

- 赤信号で停止する場合には、停止線が設けられているときは、その直前で停止しなければなりません。また、歩道を通行している場合や、自転車を除く一方通行道路を反対側から通行してきた場合で、停止線が設けられていないときには、交差点の直前（交差点の直前に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で停止しなければなりません。



「車両用信号」に従い、停止線で止まる



「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者用信号」に従い、停止線で止まる



「歩行者用信号」に従い、交差点の直前で止まる



【警察庁ホームページ】
自転車ルールブック
自転車を安全・安心に利用



